

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年2月20日(2020.2.20)

【公開番号】特開2019-209052(P2019-209052A)

【公開日】令和1年12月12日(2019.12.12)

【年通号数】公開・登録公報2019-050

【出願番号】特願2018-110384(P2018-110384)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 3 2 Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年1月6日(2020.1.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

遊技盤を含む各種の遊技用構成部材を搭載するとともに施錠装置の操作によって開放可能な搭載枠を備え、始動条件の成立を契機とした大当たり抽選に当選したことを条件として大入賞口を開放する特別遊技を付与する遊技機において、

設定情報に関する制御を行うことが可能に構成された設定制御手段と、

所定の操作を可能に構成された設定操作手段と、

報知を行う複数の報知手段と、を備え、

前記大当たり抽選には、設定されている設定情報に応じた当選確率で当選し、

前記報知手段には、前記搭載枠を閉鎖しているときには前記遊技機の前面側から報知内容を特定不能であるが前記搭載枠を開放しているときには報知内容を特定可能な第1報知手段と、前記搭載枠を閉鎖しているときであっても前記遊技機の前面側から報知内容を特定可能な第2報知手段と、があり、

前記設定情報に関する制御を行う設定制御状態には、

前記設定情報を設定可能な設定変更状態と、設定されている設定情報を確認できるよう前記第1報知手段を制御する設定確認状態と、があり、

前記設定変更状態への移行条件、及び、前記設定確認状態への移行条件には、前記設定操作手段の所定態様操作が含まれており、

前記第2報知手段には、前記設定変更状態であることと前記設定確認状態であることを区別可能に報知可能な特定報知手段を含み、

前記設定変更状態では、前記第1報知手段の報知内容からは前記設定情報を認識し得るが、前記第2報知手段の報知内容からは前記設定情報を認識し得ないことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項3】

遊技情報のバックアップを可能に構成されたバックアップ手段と、

バックアップされた遊技情報を記憶するバックアップ情報記憶手段と、前記バックアップされている遊技情報を初期化する初期化制御を可能に構成された初期化制御手段と、を備え、

前記設定変更状態及び前記設定確認状態とは異なる制御状態として、前記大当たり抽選に基づいた変動ゲームを実行可能な通常制御状態があり、

前記初期化制御を実行することで初期化された遊技情報に基づいて前記通常制御状態へ移行する移行形態には、前記設定変更状態を経由する設定変更経由形態と、前記設定変更状態を経由することなく移行する設定変更非経由形態と、があり、

前記初期化制御を実行することなく前記バックアップされている遊技情報に基づいて前記通常制御状態へ移行する移行形態には、前記設定確認状態を経由する設定確認経由形態と、前記設定確認状態を経由することなく移行する設定確認非経由形態と、があり、

前記特定報知手段では、前記設定変更経由形態と前記設定変更非経由形態において前記バックアップされている遊技情報が初期化されて前記通常制御状態へ移行することを特定可能な初期化報知として同一の報知を行い、前記設定確認経由形態と前記設定確認非経由形態において前記バックアップされている遊技情報が初期化されずに前記通常制御状態へ移行することを特定可能な非初期化報知として同一の報知を行う請求項1又は請求項2に記載の遊技機。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記課題を解決する遊技機は、遊技盤を含む各種の遊技用構成部材を搭載するとともに施錠装置の操作によって開放可能な搭載枠を備え、始動条件の成立を契機とした大当たり抽選に当選したことを条件として大入賞口を開放する特別遊技を付与する遊技機において、設定情報に関する制御を行うことが可能に構成された設定制御手段と、所定の操作を可能に構成された設定操作手段と、報知を行う複数の報知手段と、を備え、前記大当たり抽選には、設定されている設定情報に応じた当選確率で当選し、前記報知手段には、前記搭載枠を閉鎖しているときには前記遊技機の前面側から報知内容を特定不能であるが前記搭載枠を開放しているときには報知内容を特定可能な第1報知手段と、前記搭載枠を閉鎖しているときであっても前記遊技機の前面側から報知内容を特定可能な第2報知手段と、があり、前記設定情報に関する制御を行う設定制御状態には、前記設定情報を設定可能な設定変更状態と、設定されている設定情報を確認できるように前記第1報知手段を制御する設定確認状態と、があり、前記設定変更状態への移行条件、及び、前記設定確認状態への移行条件には、前記設定操作手段の所定態様操作が含まれてあり、前記第2報知手段には、前記設定変更状態であることと前記設定確認状態であることを区別可能に報知可能な特定報知手段を含み、前記設定変更状態では、前記第1報知手段の報知内容からは前記設定情報を認識し得るが、前記第2報知手段の報知内容からは前記設定情報を認識し得ないことを要旨とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

上記遊技機において、遊技情報のバックアップを可能に構成されたバックアップ手段と、バックアップされた遊技情報を記憶するバックアップ情報記憶手段と、前記バックアップされている遊技情報を初期化する初期化制御を可能に構成された初期化制御手段と、を備え、前記設定変更状態及び前記設定確認状態とは異なる制御状態として、前記大当たり抽

選に基づいた変動ゲームを実行可能な通常制御状態があり、前記初期化制御を実行することで初期化された遊技情報に基づいて前記通常制御状態へ移行する移行形態には、前記設定変更状態を経由する設定変更経由形態と、前記設定変更状態を経由することなく移行する設定変更非経由形態と、があり、前記初期化制御を実行することなく前記バックアップされている遊技情報に基づいて前記通常制御状態へ移行する移行形態には、前記設定確認状態を経由する設定確認経由形態と、前記設定確認状態を経由することなく移行する設定確認非経由形態と、があり、前記特定報知手段では、前記設定変更経由形態と前記設定変更非経由形態において前記バックアップされている遊技情報が初期化されて前記通常制御状態へ移行することを特定可能な初期化報知として同一の報知を行い、前記設定確認経由形態と前記設定確認非経由形態において前記バックアップされている遊技情報が初期化されずに前記通常制御状態へ移行することを特定可能な非初期化報知として同一の報知を行うようにしてもよい。